

## デイサービスいつかいち福寿苑 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人かきつばた福祉会が開設するデイサービスいつかいち福寿苑(以下「事業所」という)が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者(以下「通所介護従事者」という)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従事者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他、必要な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- ①名称 デイサービスいつかいち福寿苑
- ②所在地 広島県広島市佐伯区坪井一丁目31番7号

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ①管理者 1名  
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ②生活相談員 1名以上(※1)  
生活相談員は、指定通所介護の利用申し込みに係る調整、通所介護計画の作成を行う。また、その他必要な業務の提供に当たる。
- ③看護職員 1名以上  
看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の健康管理、その他必要な業務の提供に当たる。
- ④機能訓練指導員 1名以上(看護職員が兼務)  
機能訓練指導員は、介護職員、生活相談員と共同し、利用者ごとに個別機能

能

訓練計画書を作成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練指導を行う。

⑤介護職員 1名以上（※2）

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の直接介護ケアを行い、その他必要な業務の提供に当たる。

※1：生活相談員は、サービス提供時間中は常時1名以上配置する。

※2：介護職員は、利用定員・サービス提供時間に応じて人員基準（例：利用者15名を超える場合は2名以上）を満たすよう配置する。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

①営業日 月曜日から金曜日まで

ただし、祝日と12月30日から1月3日までを除く

②営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、サービス提供時間は、午前9時30分から午後4時00分までとする。

（また、延長サービスを行う場合は2時間とする）

（利用定員）

第6条 事業所の利用者の定員は、20名とする。

（指定通所介護の提供方法、内容）

第7条 指定通所介護の内容は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画作成前であ

つ

てもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

①身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

－排泄介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護－

②入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

－衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助－

③食事に関すること

食事を利用する場合は、必要な食事支援サービスを提供する。

－食事介助、食事形態の対応、その他必要なサービス食事に関する介護－

④機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐ為に、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得する為の訓練を行う。

⑤口腔機能向上に関すること

口腔機能が低下している又はそのおそれがある利用者に対して、口腔機能の向上を目的として個別に口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食、嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施を行う。

⑥栄養マネジメントに関すること

低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対し、低栄養状態の改善等を目的として、個別に栄養ケア計画を作成し、栄養、食事相談等の栄養管理を行う。

⑦アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう次のアクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて、仲間つくり、

老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信に回復や情緒安定を図る。

－レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操

⑧送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には、通

所

介護従事者が添乗し必要な介護を行う。

－送迎、移動、移乗動作の介助－

⑨相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(指定居宅介護支援事業所との連携等)

第8条 指定通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれて

て

いる環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

3 正当な理由なく指定通所介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地

域

等を勘案し、利用希望者に対して指定通所介護の提供が困難と認めた場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

第 9 条 指定通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族介護者の状況を十分に把握し、支援計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に

沿

った通所介護計画を作成する。

- 2 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第 10 条 事業所は、指定通所介護を提供した際には、その提供日・内容、当該指定通所介護について、介護保険法第 41 条第 6 項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付額の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(指定通所介護の利用料等及び支払いの方法)

第 11 条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常事業の実施地域を越えた地点から路程 1 キロメートル当たり 20 円を実費として徴収する。
- 3 食費は 1 食あたり 600 円とする。おやつ代、1 回 50 円とする。おむつ代は 1 組当たり 150 円とする。パットのみ 50 円とする。その他、レクリエーション等に係る費用は一部自己負担とする。
- 4 サービス時間延長に伴う、延長料金に関して、1 時間当たり、1,300 円とする。
- 5 前 2 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意の文章を得る。
- 6 指定通所介護の利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第 12 条 通常の事業の実施地域は、下記の通りとする。

広島市 佐伯区(湯来町除く) 西区 及び 広島県廿日市市(宮島・佐伯町・吉和村除く)

(契約書の作成)

第 13 条 指定通所介護の提供を開始するに当たって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面を持って説明し、同意を得た上で署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第 14 条 通所介護従事者等は、指定通所介護を実施中に利用者の病状等に急変、その他、緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 15 条 指定通所介護従事者は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し、避難訓練等をつぎのとおり行うとともに、必要な設備を整える。

防火責任者	管理者
防災訓練	年 1 回
避難訓練	年 2 回
通報訓練	年 1 回

2 指定通所介護を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上、その指示に従うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は従事者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第 17 条 指定通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 通所介護従事者に対し、感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用に当たって留意事項)

第 18 条 利用者が入浴室を利用する場合は、職員立ち合いの下で使用する。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し、安全指導を図る。

(苦情処理)

第 19 条 管理者は、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族にもものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 20 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する為の委員会を開催すると共に、その結果について従事者に周知徹底する。
- (2) 虐待防止ための指針を整備する。
- (3) 従事者の対する研修を実施する。
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (5) その他虐待防止のために必要な措置を講ずる。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等

高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

その他 虐待防止のために必要な措置の具体例

- ・虐待防止に関する責任者の選定及び措置
- ・成年後見制度の利用支援
- ・介護相談員の受け入れ

(身体拘束の考え方)

第 21 条 一人ひとりの利用者が望む、豊かで、安心できる快適な環境を提供するため、「身体拘束は利用者の尊厳を傷つけるもの」との観点から身体拘束は、原則行いません。

しかしながら、緊急かつやむを得ない場合には、必要な手段に従い、認める場合もあり

ます。基本的には、ケア全体を見直し、身体拘束のないケア、身体拘束に至らない質の高いケアを実践する姿勢を堅持します。やむを得ず身体拘束を行う場合には、ご家族様へ文章等にて同意を得て、これを保存記録します。

(その他の重要事項)

第 22 条 従事者の質的向上を図る為、研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後 2 カ月以内

②継続研修 年 2 回以上

2 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する為、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

3 指定通所介護の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。

4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。

5 この規程の定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人かきつばた福祉会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

害  
金  
つ

附 則

この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。